

令和 7 年第 2 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 令和 6 年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 2
- 令和 6 年度 健康づくりに関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 4
- 令和 6 年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 7
- 令和 6 年度 がん対策に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 9
- 令和 6 年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 12
- 令和 6 年度 AED 等の普及促進に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 14
- 令和 6 年度 薬物の濫用の防止に関して講じた施策の
実施状況及び成果に関する報告書 …………… 16
- 熱中症対策について …………… 18
- 県内のはしか（麻しん）の発生状況と対応について …………… 19
- 救急搬送における選定療養費の徴収について …………… 21
- 県臓器移植コーディネーターの増員について …………… 25

令和 7 年 6 月 1 1 日

保 健 医 療 部

令和6年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例 第14条

(年次報告)

第14条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項(11条～第13条)ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名等／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ20事業(再掲含む)

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲 数)	所管部局		
			保健医 療部	福祉部	教育庁
第11条	県民の歯と口腔の健康づくりの推進	17 (1)	○	○	○
第12条	茨城県8020・6424運動推進期間	1	○		
第13条	県民歯科保健基礎調査等	2	○		○
合 計		20 (1)			

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

県民の歯と口腔の健康づくりの推進（第11条）

① 8020・6424 推進事業

歯科保健関係者の育成等による生涯を通じた歯と口腔の健康保持増進

- ◎ 健康いばらき 21 プランの進行管理、進捗状況評価及び見直し等を行う 8020・6424 運動推進部会を 1 回開催。
- ◎ 保健、医療、福祉等の指導的立場の者等を対象に、歯科口腔保健に関する講習会を 9 回開催（計 425 人参加）
また、地域の歯科保健関係者を中心に活動支援を 27 回実施。
- ◎ 施設職員、学校職員、歯科医療関係者等を対象に、障害者歯科に関する講習会を 6 回開催（計 390 人参加）
- ◎ 施設職員、歯科医療関係者等を対象に、高齢者歯科に関する講習会を 5 回開催（計 182 人参加）
- ◎ 歯科医師、歯科衛生士等を対象に、禁煙支援に係る研修会を 1 回開催（70 人参加）
- ◎ 市町村等で歯科保健指導を行う歯科衛生士等を対象に、歯科保健指導の技術向上等に関する研修会を 2 回開催（計 163 人参加）

② フッ化物洗口推進事業 （就学前施設）

就学前施設へのフッ化物洗口の導入促進によるむし歯予防対策の推進

- ◎ 就学前施設への導入促進のため、市町村へフッ化物洗口に係る費用を助成するとともに説明会を開催
 - ・ 就学前施設におけるフッ化物洗口実施状況：40 市町村、260 施設
 - ※上記の他、認可外施設で 7 施設が実施
- ◎ 市町村向け説明会を 2 回開催（計 33 市町村出席）
- ◎ 歯科専門職等向け研修会を 11 回開催（計 271 人参加）
- ◎ フッ化物洗口の推進に係る研修会を 8 回開催（計 376 人参加）
- ◎ フッ化物洗口未実施市町村の就学前施設職員や保護者への説明及び園児への指導を行うため、15 施設に講師を派遣
- ◎ 就学前施設関係団体の総会等において、施設職員を対象に、フッ化物洗口に関する説明を 3 回実施（計約 200 人参加）

③ 歯周病予防の推進

歯周病の早期発見・予防のための市町村が実施する歯周疾患（歯周病）検診に対する補助

- ◎ 市町村における歯周疾患（歯周病）検診への補助：31 市町村、6,674 人

令和6年度 健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果 に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県健康長寿日本一を目指す条例 第26条

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度の健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第10条～第25条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ52事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲 数)	所管部局			
			保健 医療 部	福祉 部	政策 企画 部	教育 庁
第10条	調査研究等	3	○			
第11条	生活習慣病の予防等	8	○			○
第12条	認知症の予防等	1	○			
第13条	フレイルの予防及び改善	3	○	○		
第14条	オーラルフレイルの予防及び改善	1	○			
第15条	感染症の予防	1	○			
第16条	栄養学等に関する知識の習得等	7	○	○		○
第17条	運動の習慣化の推進等	6 (1)	○	○	○	○
第18条	適切な休養等	2 (1)	○			○
第19条	心の健康の保持等	2		○		
第20条	高齢者の健康づくり	2 (1)		○		
第21条	女性の健康づくり	2	○	○		
第22条	県民の理解の促進	4 (3)	○			○
第23条	人生会議に関する普及啓発等	1	○			
第24条	健康づくりに関する教育の推進	4 (3)	○	○		○
第25条	人材の確保及び育成	5 (4)	○	○		
合 計		52 (13)				

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 生活習慣病の予防等 (第 11 条)

①健康増進事業	<u>健康増進法に基づく市町村が行う保健事業に対する補助</u> ◎ 市町村が行う保健事業（健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、総合的な保健推進事業）に対して、補助を実施。 ・補助率：県 2/3（うち国はその 1/2）※肝炎ウイルス検診の個人負担分は国 10/10
②健康いばらき 21 推進事業 ・生活習慣病予防対策推進事業	<u>医師会、市町村等と連携した研修会や健康教室の開催などによる生活習慣の改善等に関する普及啓発</u> ・健康教室、公開講座等の開催：83 回 ・地域医療従事者研修：10 回 ・講師派遣：20 回 ・啓発ポスター等の作成・配付：1,408 機関に配布

(2) 認知症の予防等 (第 12 条)

高齢福祉対策事業	<u>認知症の早期診断・早期対応のための体制整備、認知症の人とその家族等への支援</u> ◎ 認知症の理解を深める普及啓発を実施（「認知症を知る月間」における集中的な啓発、イベントと連携した啓発、認知症フォーラムの開催）。 ◎ 医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施（12 回）。 ◎ 若年性認知症支援コーディネーターを認知症疾患医療センター（2 箇所）に配置し、相談・医療・就労等を支援。認知症の本人・家族の交流会を実施（8 回）。 ◎ 丁寧な声掛け等を行う「認知症の人にやさしい事業所」の認定（2,524 事業所）、誰もが気軽に交流できる認知症カフェ等（174 箇所）の設置を促進。 ※いずれも R7.3.31 現在の事業所数、箇所数
----------	---

(3) フレイルの予防及び改善 (第 13 条)

地域包括ケア推進担当者研修	<u>研修、担当者意見交換会を通じた地域包括ケアシステムの推進に携わる職員等の資質向上と市町村による効果的な事業実施</u> ◎ 新任の地域包括支援センター職員等を対象とした、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアシステム、在宅医療の取組等に関する研修を実施（1 回）。 ◎ 市町村介護予防担当者及びリハビリ専門職を対象とした、フレイル状態の高齢者への短期集中予防サービスの事例提供と意見交換を実施（2 回）。
介護予防リハビリテーション専門職派遣事業	<u>市町村等が実施する「地域ケア会議」等へのリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の講師派遣</u> ・派遣件数：延べ 605 件（23 自治体） ・派遣人数：延べ 820 人

(4) 栄養学等に関する知識の習得等（第 16 条）

①おいしく減塩推進事業

生活習慣病の要因の一つである食塩摂取量を減らすための取組

- ◎ 減塩の日「いばらき美味しお Day（毎月 20 日）」を中心とした減塩啓発活動
 - ・県庁食堂での全品適塩メニュー提供（企業とコラボした適塩ランチを毎月 100 食提供）、YouTube での適塩レシピ動画配信等
- ◎ 適塩メニューを提供する飲食店等を「いばらき美味しおスタイル指定店」等に指定し、県民が身近な飲食店等で適塩料理を選択できる環境を整備。
 - ・指定・登録数：503 店舗（R7.3.31 現在）

②いばらき食育ライフ推進事業

関係団体と連携した食育推進運動の展開

- ◎ 茨城県食育推進部会及び茨城県食育推進幹事会を開催（各 1 回）。
- ◎ 適正な食塩相当量・エネルギー量・野菜量のメニューを広く普及することを目的に「ヘルシーメニューコンクール」を開催し、受賞作品をまとめたリーフレットを県内のスーパー等へ配付。
 - ・応募作品数：168 点、最優秀賞 1 点、優秀賞 5 点

(5) 運動の習慣化の推進等（第 17 条）

いばらき健康寿命日本プロジェクト推進

健康経営事業所の認定やアプリを活用した運動習慣の定着などによる働く世代の健康づくりの推進

- ◎ 従業員の健康増進に積極的に取り組む事業所を「いばらき健康経営推進事業所」に認定。健康経営普及啓発セミナー、フォローアップ研修会を開催。
 - ・いばらき健康経営事業所数：488 事業所（R7.3.31 現在）
- ◎ 健康推進アプリ「元気アップ！リいばらき」において、日々の健康づくりにより貯めたヘルスケアポイントに応じた景品抽選（年 2 回）の実施など、インセンティブを付与し、日々の運動習慣定着を推進。
 - ・「元気アップ！リいばらき」登録者数：76,154 人（R7.3.31 現在）

(6) 県民の理解の促進（第 22 条）

健康いばらき 21 推進事業

・総合普及啓発

関係団体や包括連携協定企業等との連携による生活習慣病予防等の健康づくりに関する普及啓発

- ◎ 「元気アップいばらき！健康フェス 2024」（イオンモール水戸内原）の開催健康づくりに関する団体・企業による展示・相談・試食等を行うブース出展（計 16 団体、19 ブース）、ステージイベント、スタンプラリーを実施
 - ・イベント来場者数：延べ 4,810 人
- ◎ 「健康スポーツフェスティバル 2024in ひたちなか」（国営ひたち海浜公園他）へのブース出展「元気アップ！リいばらき」のダウンロード支援、減塩スープの試食等を実施
 - ・ブース来場者：延べ 921 人

令和6年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する報告書

保健医療部健康推進課

1 報告の根拠

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための
条例 第15条

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を
取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度のケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第8条～第13条）ごとに、次の内容について
整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ23事業

条項	規定内容	延べ事業数	所管部局	
			福祉部	その他
第8条	市町村との連携等	1	○	
第9条	県推進計画	1	○	
第10条	ケアラーの支援	12	○	保健医療部 教育庁
第11条	人材の育成等	3	○	保健医療部
第12条	普及啓発	5	○	教育庁
第13条	民間支援団体の活動に 対する支援	1	○	

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(3) ケアラーの支援（第 10 条）

高齢福祉対策事業

- ・ 認知症電話相談
- ・ 認知症高齢者等家族支援

認知症の人とその家族等への支援

◎認知症介護の経験を有する者が認知症の人や家族等からの相談に応じる電話相談を実施。

（月～金曜日 午後 1 時から午後 4 時）

- ・ 相談件数：119 件

◎認知症の本人や介護者家族同士が悩みを共有したり、情報交換できる交流の場を設置。

- ・ 開催回数：本人交流会 年 4 回、 介護者のつどい 年 4 回
- ・ 参加者数：75 名

(4) 人材の育成等（第 11 条）

高齢福祉対策費

- ・ 認知症サポーター活動促進
- ・ 認知症介護アドバイザー養成研修

認知症の人とその家族を見守り支援する人材の育成

◎認知症の人や家族と認知症サポーターをつなぐコーディネーターを養成。

- ・ 開催回数：養成研修 1 回
- ・ 養成者数：75 名

◎認知症サポーター養成講座の講師及び介護家族等の相談を受けるアドバイザーを養成。

- ・ 開催回数：養成研修 2 回
- ・ 養成者数：112 名

令和6年度 がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部疾病対策課

1 報告の根拠

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例 第27条

(年次報告)

第27条 知事は、毎年度、がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度のがん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第10条～第25条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ22事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局	
			保健医療部	教育庁
第10条	がん予防の推進	1	○	
第11条	たばこの健康影響対策の推進	1	○	
第12条	がん教育の推進	2 (1)	○	○
第13条	がん検診の推進	1 (1)	○	
第14条	がん検診の受診率の向上	2 (1)	○	
第15条	がん検診推進強化月間	1 (1)	○	
第16条	がん検診の推進のための協議	1 (1)	○	
第17条	がん医療の充実	2	○	
第18条	がん登録の推進	1	○	
第19条	女性特有のがん対策の推進	1 (1)	○	
第20条	小児がん対策の推進	1	○	
第21条	在宅医療等の推進	1	○	

第22条	緩和ケアの推進	1 (1)	○	
第23条	がん患者等の支援	4 (2)	○	
第24条	就労の支援	1 (1)	○	
第25条	がん対策推進計画	1	○	
合 計		22 (10)	○	

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) がん予防の推進 (第10条)

がん予防・検診推進対策事業
・がん予防・検診講習会の開催

がん予防推進員を養成するため、「本県のがん対策」、「生活習慣とがん予防」等、がん予防普及啓発の知識を教示する講習会を開催
◎ 実施回数：2回 ◎ 新規養成者数：137名

(2) がん検診の推進 (第13条)、受診率の向上 (第14条)

①がん予防・検診推進対策事業
・がん予防・検診講習会の開催

各保健所において、県民を対象にがん予防の知識やがん検診の重要性について普及啓発を行う講習会を開催
◎ 実施回数：25回 ◎ 参加者数：485名

・がん検診推進サポーターの養成

がん検診推進サポーターを養成するため、がんの検診の基礎知識と検診の重要性を学ぶ研修会を開催
◎ 実施回数：2回 ◎ 養成者数：66名

・大学等での子宮頸がん検診普及啓発

子宮頸がんの罹患が若年化していることから、若い世代に対する子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の受診勧奨を図るためのセミナーを県内の大学で開催 ◎ 実施回数：4回 ◎ 対象者：306名

・がん検診推進強化月間

10月を強化月間として設定し、がん医療の普及啓発のためのフォーラムを開催したほか、パネル展及び広報活動を実施
◎ 実施回数：フォーラム1回、パネル展2回
◎ 来場者数：フォーラム165名、パネル展計875名

・茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置運営

当該条例第16条に基づき設置した協議会で、がん検診受診率の向上等、がん検診推進の取組を検討
◎ 実施回数：2回

②がん検診受診率向上対策事業

市町村が実施するがん検診受診率向上に効果的な取組に対し補助を実施 ◎ 交付決定：32市町村

(3) がん医療の充実（第17条）、在宅医療等の推進（第21条）

① いばらきがん患者トータルサポート事業

- ・ 妊孕性温存療法に係る小児・AYA世代の患者向け助成事業

小児・AYA世代の患者に対して、がん治療の副作用により妊孕性が喪失、低下する場合の精子や卵子の凍結保存等の妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療への助成を実施

◎ 補助実績：妊孕性温存療法 計34件、温存後生殖補助医療 計9件

② がん診療連携拠点病院機能強化事業

地域がん診療連携拠点病院に、がん医療に従事する医師等に対する研修や、がん患者やその家族等に対する相談支援、緩和ケア推進事業等に係る経費を助成することで、地域における質の高いがん医療の提供体制を構築

◎ 交付決定：7医療機関

③ がん患者家族療養生活支援事業

がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりのため、看護師等の専門職が指導するプログラムの提供を実施

◎ 利用者数：102名

(4) がん患者とその家族に対する支援（第23条）

① いばらきがん患者トータルサポート事業

- ・ いばらきみんなのがん相談室
- ・ 社会参加サポート事業

がん患者及びその家族の抱える不安に対する相談支援体制の強化を図るため設置した「いばらきみんなのがん相談室」で相談を受付

◎ 相談件数 1,243件

アピアランスケア等社会参加の促進に対する支援として、ウィッグと乳房補整具の購入費の補助を実施

◎ 補助実績：ウィッグ：754件、乳房補整具：165件

② がん先進医療費利子補給金助成事業

先進医療の治療費の融資を受けた場合の利子分の補助を実施

◎ 補助実績：6名

③ 企画提案型がん対策推進事業

民間団体が実施する、がん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助を実施

◎ 交付決定：7団体

令和6年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部生活衛生課

1 報告の根拠

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例 第12条

(年次報告)

第12条 知事は、毎年度、殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をするとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度の犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

令和6年度 犬猫殺処分ゼロの実現に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

条例の規定による事業等について、次の内容を整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名等／担当課名／最終予算額／事業概要／実施状況／成果

(3) 条項ごとの事業数等

延べ6事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数（うち再掲数）
第6条	犬猫の命の尊さを学ぶ場の設定等	1
第7条	犬猫愛護週間の取組	1 （1）
第8条	所有者がいない猫に対する取組への支援	1 （1）
第9条	市町村への支援	1 （1）
第10条	収容される犬猫の頭数を減ずるために必要な施策の協議	2 （1）
合 計		6 （4）

※全ての事業を保健医療部で所管

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 犬猫愛護週間の取組 (第7条)

犬猫殺処分ゼロを目指す 環境整備事業

- ・犬猫殺処分ゼロプロモーション事業

啓発資材の作成、広報車及び各種メディアによる広報

- ◎ 啓発リーフレット：23,000 枚作成・配布
- ◎ 動物愛護啓発マグネットを県共用自動車 43 台に掲示
- ◎ 動物愛護フェア（啓発イベント）の開催：参加者 23 組 59 名
- ◎ 各種メディアによる広報：ラジオ、県 HP、動物愛護 X、テレビ 等

(2) 所有者がいない猫に対する取組への支援 (第8条)

犬猫殺処分ゼロを目指す 環境整備事業

- ・地域猫活動推進事業

県内市町村が取組む地域猫活動の支援

- ◎ 34 市町村が取組む地域猫活動に対し、2,297 頭分の不妊去勢手術補助券を交付

(3) 市町村への支援 (第9条)

犬猫殺処分ゼロを目指す 環境整備事業

- ・犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

犬猫殺処分頭数ゼロを推進するための取組を支援

- ◎ 支援実績：一般団体 5 件、市町村動物愛護協議会 7 件 計 12 件
※犬猫殺処分頭数の減少に資する取組を行う一般団体及び市町村動物愛護協議会に対し、活動費の一部を補助

(4) 収容される犬及び猫の頭数を減ずるために必要な施策の協議 (第10条)

譲渡犬猫サポート事業

- ・譲渡犬猫飼育管理費補助事業
- ・譲渡犬猫不妊去勢手術実施事業
- ・ドッグトレーニング実施事業

譲渡頭数の拡大及び団体等の負担軽減

- ◎ 支援実績：15 団体及び 13 個人に対し、555 頭分の飼育管理費を補助
※県動物指導センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主を探す団体等に対し、飼育管理費の一部を補助
- ◎ センターにおける不妊去勢手術実施頭数：203 頭（犬 191 頭、猫 12 頭）
- ◎ 開業動物病院における不妊去勢手術：553 頭（犬 298 頭、猫 255 頭）
※県動物指導センターで不妊去勢手術を実施、又は開業動物病院で不妊去勢手術を実施するための手術券を交付する。
- ◎ 32 頭分のドッグトレーニング費用を補助
※成犬の譲渡を促進するため、トレーニング費用の一部を補助

令和6年度 AED等の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部医療政策課

1 報告の根拠

茨城県AED等の普及促進に関する条例 第6条

(年次報告)

第6条 知事は、毎年度、AED及び心肺蘇生法の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度のAED等の普及促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

県等の具体的な取組について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業数等

延べ2事業

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管部局	
			保健医療部	教育庁
第2条	県の取組 ・県民へのAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及啓発 ・県施設のAED設置促進等	1	○	
第3条	学校における取組	1		○

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 県の取組（第2条）

AED 普及促進事業

AED 設置施設数増の取組

- ◎ 県内福祉施設等における AED の設置・登録促進及び救命講習の実施について、県内福祉施設団体あて協力を依頼。

県民への普及啓発（高校生等の活動支援・関係者間の連携促進）

- ◎ NPO 法人いばらき救命教育・AED プロジェクトが主催する高校生等を対象にした第2回フォーラム「見つけよう！私の近くの AED～高校生がつながる命のバトン～」を後援するとともに、県の取組等を説明。

(R6.8.3 県内公立学校、私立学校等 30 名参加)

- ◎ AED 普及促進連絡協議会を開催し、救急医療関係者、講習実施団体、高齢者福祉施設及び AED 販売業者など、関係者との連携を促進。

(実施内容)

- ①各部各課及び関係団体の活動状況の報告
- ②普及啓発に向けた意見交換

- ◎ 県 AED 普及啓発サイト「AED のココロエ」にて、AED の使用方法及び設置施設情報、救命講習団体の紹介等を掲載。

三角巾の整備促進

- ◎ 三角巾を活用したプライバシー保護の方法について、県 HP、茨城県保健医療部公式 X（旧 Twitter）及び各市町村あて通知等にて周知。

サンキューカード（バイスタンダーカード）の見本例の作成

- ◎ 救急現場等で応急手当を行った方々に対して配布するもの。

見本例を作成し、サンキューカードの配布を行っていない消防本部に対して、参考事例として提供。

国への要望

- ◎ 全国衛生部長会を通じて、救命講習等の各種取組への支援及び国による AED マップの統一・一元管理を要望。

令和6年度 薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

保健医療部医療局薬務課

1 報告の根拠

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 第20条

(年次報告)

第20条 知事は、毎年度、薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和6年度の薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 報告書の概要

(1) 名称

薬物の濫用の防止に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書

(2) 構成

具体的な県の役割を規定した条例の条項（第6条～第17条）ごとに、次の内容について整理し、報告書としてまとめたもの。

・事業名／事業主体／事業の内容／前年度最終予算額／今年度当初予算額

(3) 条項ごとの事業名等

延べ9事業（再掲含む）

条 項	規 定 内 容	延べ事業数 (うち再掲数)	所管 部局	関連 部局
第6条	調査研究の推進	1	保	
第7条	情報の収集及び提供	2	保	福・教
第8条	教育及び啓発	2 (1)	保・教	警
第9条	薬物の依存症からの回復支援	2 (1)	保・福・病	
第10条	知事指定薬物の指定	1	保	
第11条	知事指定薬物の指定の失効			
第12条 ～ 第17条	製造等の禁止・立入検査等・警告・命令・勧告・プロバイダへの削除要請	1	保・警	

保：保健医療部、福：福祉部、教：教育庁、警：警察本部、病：病院局

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 薬物濫用による危害防止のための県民への情報提供（第7条）

①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

○R6年度の主な実施状況及び成果

- ・626ヤング街頭キャンペーン：13か所で開催、12,400人に啓発
- ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動：17か所で開催、44,000人に啓発
- ・高校野球会場での横断幕掲示：大学学園祭における啓発
- ・プロスポーツチームと連携した啓発・主要駅(JR・TX)にてポスター掲出
- ・SNS(X)、ラジオを活用した啓発：県広報紙「ひばり」掲載による啓発
- ・県薬物乱用防止指導員協議会運営費の補助

②県薬物乱用防止指導員協議会運営事業

○今後の取組

- ・大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対し積極的に啓発を行う。
- ・新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告やSNS等も活用する。

(2) 学校等における教育及び県民に対する啓発 (第8条)	
①覚醒剂等薬物乱用防止推進事業	○ R6 年度の主な実施状況及び成果 ・公立学校の薬物乱用防止教室開催率 県立高 100%、公立中 98.7%、公立小 93.3% ・薬物乱用防止指導員スキルアップ研修会開催 (派遣講師のスキルアップ)
②県薬物乱用防止指導員協議会運営事業 (再掲)	○今後の取組 ・大麻乱用やオーバードーズ問題について重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。
(3) 薬物依存からの回復を支援するための相談及び治療体制整備 (第9条)	
①薬物特定相談事業	○ R6 年度の主な実施状況及び成果 ・薬物相談件数の実績 345 件 (保健所 176 件、精神保健福祉センター169 件) ・精神保健福祉センターに専門相談員を配置。相談業務のネットワーク整備。 ・同センターにおいて家族教室を 24 回開催し延べ 109 名が参加、薬物依存症回復プログラムを 51 回実施し、延べ 296 名が参加した。 ・こころの医療センターにおける依存症関連問題外来相談実績 1,808 件、入院治療者実績 54 人
②覚醒剂等薬物乱用防止推進事業 (再掲) 等	○今後の取組 ・精神保健福祉センターに専門相談員を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図る。特に相談者への適切な対応を行えるよう、精神保健福祉センターと保健所職員との合同の研修を実施し、ネットワークの充実強化を図る。
(4) 知事指定薬物の指定 (第10・11条)	
茨城県薬物指定審査会	○R6 年度の主な実施状況及び成果 ・知事指定薬物の指定状況：15 物質 ・指定は、学識経験者 5 名で構成する茨城県薬物指定審査会を開催し、審査会の答申を受けている。「知事指定薬物」の指定により県独自の規制を行う。 ○今後の取組 ・引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。
(5) 知事指定薬物の製造、販売、所持、使用等の禁止、立入検査等 (第12・13条)	
麻薬取扱者等指導対策事業	○ R6 年度の主な実施状況及び成果 ・県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施した。(対象店舗：6 → 4 店舗、実施回数：延べ 8 店舗) ○今後の取組 ・立入検査は、新たな物質が指定薬物として指定され、対象店舗が取り扱っている可能性が高い時期など、立入が効果的と思料される時期に実施予定。
(6) 薬物濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づいて実施するための調査研究等 (第6条)	
医薬品の過剰摂取 (オーバードーズ) が原因と疑われる救急搬送人数の調査	○ R6 年度の主な実施状況及び成果 ・消防本部 (局) 県内 24 本部 (局) を対象に医薬品のオーバードーズが原因と疑われる救急搬送人数の調査実施 ・医薬品の過剰摂取 (オーバードーズ) が原因と疑われる救急搬送人員は年々増加しており、特に 10 代及び 20 代の増加が顕著であった。 ○今後の取組 ・若者に広まるオーバードーズ問題について重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、悩みの相談窓口等も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告や SNS 等も活用する。
(7) 警告・製造中止等の命令・緊急時の勧告・プロバイダへの削除要請 (第14～第17条)	
麻薬取扱者等指導対策事業 (再掲)	○R6 年度の主な実施状況及び成果 ・警告等の状況：なし

5 その他

①大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 84 号)、②特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 27 号)、③刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号) の整備に伴い、「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」における薬物の定義や用語の整理等を行った。

熱中症対策について

保健医療部保健政策課

1 概要

昨年4月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症対策実行計画が法定の閣議決定計画として格上げされたことを受け、本県においては、マスコミ等を活用した普及啓発や、県内全市町村における「クーリングシェルター」の指定など、市町村や関係団体と連携しながら県民全体に対する取組を強化。

この結果、昨年の熱中症による救急搬送患者数は、全国で増加傾向にある中、本県は減少したところ。

本年6月1日には、労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者に対して、熱中症対策が義務づけられるなど、更なる取組の強化が求められていることから、梅雨明け以降増加する熱中症の予防に向け、既に広く県民に対する注意喚起を始めているところ。

2 今年度の主な取組

この夏も高温が予想され熱中症リスクが見込まれることから、市町村や関係団体と連携し、熱中症予防対策について積極的に周知していく。特に、リスクの高い高齢者の注意喚起に重点を置く。

① マスコミを活用した熱中症への注意喚起・特別警戒アラートの周知

- ・ NHKニュース（5/7）
- ・ 新聞（6月下旬）及び県広報紙「ひばり」7月号への掲載、SNSでの周知

② 熱中症予防キャンペーン

- ・ 大塚製薬会社と連携し、県内のコンビニエンスストア主要チェーン複数社と熱中症予防キャンペーンを実施予定（7月）

<連携イメージ>



③ 「熱中症に気をつけよう！」ポスターやリーフレットを活用した熱中症予防の周知

- ・ 県有施設
- ・ 高齢者支援や在宅介護等を行う団体ほか県庁各部が所管する団体

④ クーリングシェルの指定

- ・ 施設数増加に向け、各市町村に対し、更なる指定の促進を依頼（県内全市町村において指定済：1,125施設）

⑤ その他

農業従事者への研修会や個別通知、県発注工事等における熱中症に関する配慮、小中学校体育館への空調設置を各市町村へ要請

県内のはしか（麻しん）の発生状況と対応について

保健医療部疾病対策課

1 発生状況

県内の今年のはしか患者は6月5日時点で21名であり、2019年の17名を上回り過去10年間で最大の発生数となった。全国的にも増加している中、本県は4月だけで14人の患者を確認し、5月25日時点で、都道府県別で最も多い発生数となっている。

(単位：人)

年次	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全国	35	165	186	279	744	10	6	6	28	45	130 (※1)
茨城	0	1	1	3	17	0	0	0	1	0	21 (※2)

※1 2025年5月25日までの報告件数（速報値）

※2 2025年6月5日までの報告件数の累計

【はしか（麻しん）とは】

原因：麻しんウイルス

潜伏期間：約10～12日間(最大21日間)

症状：感染すると、約10日後から38℃程度の発熱や咳、鼻汁といった風邪のような症状が2～4日続き、その後39℃以上の高熱と共に発疹が出現するのが一般的。重症化すると肺炎や脳炎を起こすこともあり、妊婦が感染した場合、流産や早産となる可能性がある。

治療：特異的な治療はなく、対症療法。

感染経路：空気感染、飛沫感染、接触感染で感染力は非常に強いと言われている。

感染症法：五類感染症、全数把握疾患（診断を行った医師は直ちに保健所に届け出ることになっている）

予防方法：ワクチン接種

2 これまでの対応

(1) 患者発生時の対応

- 医療機関から患者発生の届出を受理した保健所では、迅速かつ丁寧に患者の行動歴等の調査や接触者の特定を行って、感染拡大防止のための保健指導等を実施している。

(2) 県民への注意喚起の実施状況

- 保健所による調査の結果、周囲の者に感染させる可能性のある期間に、患者が不特定多数の方が利用する施設や公共交通機関を利用していたことが判明した場合には、速やかに当該情報を公表し県民に注意喚起した（延べ12回）。
- 5月8日には、はしか注意報及びはしか警報の設定についての記者会見を実施し、改めて県民に注意喚起した。

(3) 医療機関等への協力依頼等

- ・ 4月25日：事務連絡「麻しんの県内伝播事例の増加に伴う注意喚起について」発出
- ・ 5月13日：医療機関向けはしかの診療に係るWeb研修会を県医師会と共催
(接続回線数：385件)
学校関係者向けにも同様のWeb研修会を開催
(接続回線数：495件)

3 はしか注意報及び警報の設定

はしか患者報告数の増加を踏まえ、更なる感染拡大への備えとして、本県独自のはしか注意報及びはしか警報を設定することとした。

(1) 運用開始日：5月9日（金）

(2) 発令時の対応：記者会見を通じて県民に対し、強力に注意喚起を実施

(3) 呼びかけ内容：はしかの発生状況、感染しないための行動と感染を疑う場合の注意点、ワクチンの定期接種の勧奨

※ 県民に伝わりやすい広報とするため、5月14日から、これまでの「麻しん」との表記を「はしか」としている。

はしか拡大時に備えた注意報・警報の設定

2025年5月8日保健医療部記者会見資料
(2025年5月14日時点修正)

従来の対応 ・ 患者の行動歴、接触者等の調査
・ 患者が不特定多数の者との接触の恐れがある場合の速やかな広報
・ 平時からワクチン接種の呼びかけ ・ 医療機関に対しはしか発生状況を都度情報提供

これに加え

記者会見を通じて広く県民へ呼びかけ

フェーズ1 【はしか注意報の発令】

(発動基準) ・ 【感染の鎖の長さ】 5名以上の2次感染患者 (同居人を除く) を確認
(直近3週以内) ・ 【感染の鎖の数】 5以上の感染経路を確認

フェーズ2 【はしか警報の発令】

(発動基準) ・ 【感染の鎖の長さ】 20名以上の2次・3次感染患者 (同居人を除く) を確認
(直近4週以内) ・ 【感染の鎖の数】 10以上の感染経路を確認

※それぞれのフェーズでいずれかの条件を満たす場合に発動

呼びかけ内容

- ・ はしかの発生状況
- ・ 感染しないための行動（海外渡航前の注意点等）と感染を疑う場合の注意点
- ・ ワクチンの定期接種の勧奨

救急搬送における選定療養費の徴収について

保健医療部医療政策課

1 概要

- ・ 本県の救急搬送件数は近年増加傾向にあり、その6割以上が一般病床数200床以上の大病院に集中し、約半数は軽症患者が占めていることから、救急医療現場がひっ迫し、救える命が救えなくなる事態が懸念された。
- ・ このため、重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、2024年12月2日から、救急車で搬送された患者のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合は、県内の対象22病院において選定療養費の徴収を開始。
- ・ 徴収開始後は、徴収事案や救急搬送等の状況を毎月調査し、県医師会や対象病院の医師、消防本部などの関係者で構成する検証会議において、運用に問題が生じていないか等について検証を行っている。

2 検証体制

県医師会、県医師会から推薦のあった郡市等医師会（水戸市医師会、つくば市医師会、鹿島医師会）、県病院協会、一般病床数200床以上の病院（※）、消防本部、いばらき消防指令センター、休日夜間診療所を実施している市（水戸市、日立市、土浦市、石岡市、筑西市、常総市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、笠間市）

（※）一般病床数200床以上の病院

※下線は、救急搬送における選定療養費の徴収の取組に参加する22病院。10月1日から小山記念病院が一般病床200床以上の病院になり本取組にも参加するため、23病院となる予定。

選定療養費	医療機関名
徴収義務あり	【水戸市】 ¹ <u>水戸協同病院</u> 、 ² <u>水戸赤十字病院</u> 、 ³ <u>水戸済生会総合病院</u> 【笠間市】 ⁴ <u>茨城県立中央病院</u> 【茨城町】 ⁵ <u>水戸医療センター</u> 【日立市】 ⁶ <u>日立総合病院</u> 【ひたちなか市】 ⁷ <u>ひたちなか総合病院</u> 【東海村】 ⁸ <u>茨城東病院</u> 【土浦市】 ⁹ <u>土浦協同病院</u> 、 ¹⁰ <u>霞ヶ浦医療センター</u> 【つくば市】 ¹¹ <u>筑波大学附属病院</u> 、 ¹² <u>筑波記念病院</u> 、 ¹³ <u>筑波メディカルセンター病院</u> 【龍ヶ崎市】 ¹⁴ <u>龍ヶ崎済生会病院</u> 【取手市】 ¹⁵ <u>ＪＡとりで総合医療センター</u> 【牛久市】 ¹⁶ <u>牛久愛和総合病院</u> 、 ¹⁷ <u>つくばセントラル病院</u> 【阿見町】 ¹⁸ <u>東京医科大学茨城医療センター</u> 【筑西市】 ¹⁹ <u>茨城県西部メディカルセンター</u> 【古河市】 ²⁰ <u>古河赤十字病院</u> 、 ²¹ <u>友愛記念病院</u> 【境町】 ²² <u>茨城西南医療センター病院</u>
任意で徴収可能	【日立市】 ²³ <u>ひたち医療センター</u> 【神栖市】 ²⁴ <u>白十字総合病院</u> 【つくば市】 ²⁵ <u>筑波学園病院</u> 【鹿嶋市】 ²⁶ <u>小山記念病院(10月1日から開始予定)</u>

注 「徴収義務あり」は①特定機能病院、②一般病床数200床以上の地域医療支援病院、③一般病床数200床以上の紹介受診重点医療機関のいずれかである医療機関が、「任意で徴収可能」は①～③に該当しない一般病床数200床以上の病院が該当する。

3 運用状況に関する調査結果（2025年3月～4月）（速報値）

（1）選定療養費の徴收件数

対象22病院の救急搬送件数は12,741件、徴收件数は430件で、徴収率は3.4%。

対象22病院が受け入れた 救急搬送件数 a	うち徴収が行われた件数 b	徴収率 b/a
12,741	430	3.4%

（症状別の徴収の状況（上位10位まで））

全体に占める割合は「めまい・ふらつき」が8.6%と最も多かった。次いで、「腹痛」6.7%、「打撲」5.1%、「軽度の切り傷」4.7%、「下痢」4.2%となった。

順位	症状	件数	割合	順位	症状	件数	割合
①	めまい・ふらつき	37	8.6%	⑥	風邪の症状	17	4.0%
②	腹痛	29	6.7%	⑥	嘔吐	17	4.0%
③	打撲	22	5.1%	⑧	頭痛	16	3.7%
④	軽度の切り傷	20	4.7%	⑨	胸痛	13	3.0%
⑤	下痢	18	4.2%	⑩	軽度の擦り傷	12	2.8%
				⑩	息苦しさ	12	2.8%
その他（泥酔・酩酊、動悸、鼻血、便秘 等）						217	50.4%
計						430	

注 主な症状により分類し、1人1件として集計。

（年齢区分別徴收件数）

18歳未満では徴収率5.6%、65歳未満の成人では徴収率6.0%、65歳以上の高齢者では徴収率2.0%。

区分		対象22病院への 救急搬送件数 A	徴收件数 B	徴収率 B/A
満18歳 未満	新生児（生後28日未満）	21	0	0.0%
	乳幼児（生後28日以上満7歳未満）	538	37	6.9%
	少年（満7歳以上満18歳未満）	479	21	4.4%
満18歳未満 小計		1,038	58	5.6%
満18歳 以上	成人（満18歳以上満65歳未満）	3,790	226	6.0%
	高齢者（満65歳以上）	7,469	146	2.0%
満18歳以上 小計		11,259	372	3.3%
計		12,297	430	3.5%

※対象22病院への救急搬送件数には、県外消防本部による救急搬送、年代が不明又は未確定の救急搬送の件数は含まない。

（2）県内消防本部における救急搬送件数

救急搬送件数は県全体で対前年同期比95.0%となり、5.0%の減。

2024年3月～4月 a	2025年3月～4月 b	対前年同期比 b/a
22,701	21,556	95.0% (▲5.0%)

(近隣5県との救急搬送件数の比較)

近隣の5県はいずれも増加傾向で、対前年同期比で約1%～5%の増となっている一方、茨城県は対前年同期比5.0%の減。

県名	2024年3月～4月 a	2025年3月～4月 b	対前年同期比 b/a
福島県	13,575	13,671	100.7% (+0.7%)
茨城県	22,701	21,556	95.0% (▲5.0%)
栃木県	13,318	13,789	103.5% (+3.5%)
群馬県	17,818	18,033	101.2% (+1.2%)
埼玉県	57,461	59,269	103.1% (+3.1%)
千葉県	51,236	53,954	105.3% (+5.3%)

(救急搬送のうち軽症等・中等症以上の件数)

本県の救急搬送件数のうち、軽症等は前年同期比91.9%で8.1%の減。

傷病程度	2024年3月～4月 a	2025年3月～4月 b	対前年同期比 b/a
軽症等	10,413	9,569	91.9% (▲8.1%)
中等症以上	12,288	11,987	97.6% (▲2.4%)
計	22,701	21,556	95.0% (▲5.0%)

(3) 救急電話相談の実績

相談件数は前年から900件増の19,136件、応答率は前年同期比2.2%増の97.1%。

区分	相談件数			応答率
	おとな救急電話相談 #7119	子ども救急電話相談 #8000	計	
2024年3月～4月 a	8,627	9,609	18,236	94.9%
2025年3月～4月 b	10,427	8,709	19,136	97.1%
対前年同期差 b-a	+1,800 (+20.9%)	▲900 (▲9.4%)	+900 (+4.9%)	+2.2%

(4) 問い合わせ窓口の相談件数

3月～4月の問合せは12件で、徴収されたことへの不満は6件であった。

区分		分類				計	
		制度・取組			徴収されたこと への不満・苦情		その他
		質問	肯定	否定			
運用開始後(12/2～2/28)		54	7	6	6	18	91
	計に占める割合	59.3%	7.7%	6.6%	6.6%	19.8%	
運用開始後(3/1～4/30)		6	0	0	6	0	12
	計に占める割合	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	

(3月～4月の主な相談内容)

分類	主な内容
制度・取組に関する質問	・選定療養費は病院から請求されるのか。 ・「救急車要請時の緊急性」の「要請時」とは、いつの時点を目指すのか。
徴収されたことへの不満・苦情の申し立て	・緊急性があると思い救急車を呼んだが徴収された。 ・救急電話相談から救急車を呼ぶよう助言されたが徴収された。(県から病院に事情を説明)

(5) 対象病院及び救急隊の現場でトラブルとなった事案

対象病院及び消防本部から、医療や救急の現場における大きなトラブルの報告は無かった。

※徴収されたことへの患者から病院への不満等は見られたが、県が患者と病院の間に入り個別に調整している。

(6) 救急車の呼び控えにより重症化した事例

該当事例があれば報告するよう要請した県内の医療機関、消防本部等からの報告は無かった。

4 今後の対応

県としては、引き続き、関係者から構成される検証会議において、運用に問題が生じていないかなどを検証していく。(今月末に2025年3月～5月分の検証結果を公表予定)

また、県民の更なる理解促進に向けて、本制度について一層の周知啓発に取り組んでいく。

(周知啓発等の主な内容)

- (1) 県ホームページ、公式Xを活用した広報(随時)
- (2) 県広報紙ひばりを活用した広報
ひばり7月号(6/29発行)に広報用リーフレットを折り込み配付(74万部)
- (3) LuckyFM「ラジオ県政スポット」(6/2～6/6、6/9～6/13放送)、Yahoo!くらし(毎月)等を活用した広報
- (4) 医療機関、消防本部、関係機関等へのポスター配付(7月)
- (5) ネットリサーチ「救急医療」に関する調査による認知度調査(7月)

県臓器移植コーディネーターの増員について

保健医療部医療局薬務課

1 概要

県臓器移植コーディネーター（県C o）は、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に関係者間の連絡調整等を行うとともに、平時には県民や医療関係者の理解を深めるための普及啓発活動や医療機関の体制整備支援を行っている。

本県では、平成10年度から臓器移植の円滑な実施を図るために重要な役割を担う県C oを1名委嘱してきたところであるが、臓器提供発生時の対応が長時間にわたるなどの業務負担を軽減するとともに、平時の啓発活動や医療機関の体制整備支援を強化していくため、本年5月1日より2名に増員して臓器移植を促進するための体制整備を図った。

2 県C o委嘱状況（令和7年5月現在）

委嘱人数		2名
所属機関		筑波大学附属病院、日立総合病院（R7.5.1～）
職 種		看護師（両者とも）
業 務	平 時	県民・医療関係者への普及啓発、院内コーディネーター（院内C o）と連携して行う院内体制整備支援 《マニュアル策定やシミュレーション等》
	臓器提供発生時	（公社）日本臓器移植ネットワーク（J O T）の指示に従い、提供可能者の主治医及び家族との連絡・調整、提供者の遺族への予後の報告等

（県C oの要件）

医療有資格者（看護師等）又はこれと同等の知識を有すると認められる者で、かつ、J O Tが行う研修を受講し、終了後の試験に合格した者

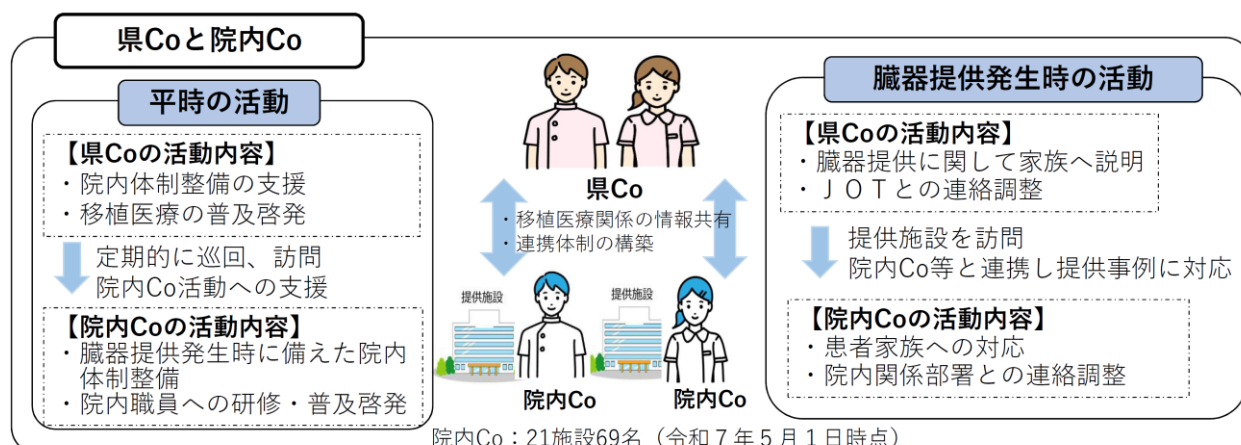
3 期待される効果

臓器提供事案が発生した場合、県C oは速やかに当該医療機関や主治医と各種の調整を行う必要があり、広域の活動が必要な場合もあるため、役割分担により業務負担を軽減することが可能となる。

また、平時においては、全県下で開催されているいのちの学習会の講演や、医療機関への普及啓発及び体制整備支援の実施回数を増やすなど、取組みの強化を図ることが可能となる。

4 今後の取組（方向性）

県C o、院内C o、（公財）いばらき腎臓財団など関係団体や医療機関等と一層連携することにより、移植医療に係る医療機関の理解促進や提供体制の整備、県民への普及啓発の更なる充実に努めていく。



令和 7 年第 2 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 第 90 号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 …… 2

〔県出資法人 事業実績・事業計画の概要〕

- 公益財団法人 茨城県看護教育財団 …………… 6
○公益財団法人 いばらき腎臓財団 …………… 9

令和 7 年 6 月 1 1 日
保 健 医 療 部

条 例（案） の 概 要

保健医療部 医療局 医療人材課

条例の名称	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 【一部改正】																																										
1 制定（改正）の理由・根拠・目的	学校法人昭和大学が、医系総合大学であることを校名からも発信し、社会に貢献できる優れた医療人を育成する大学として更なる発展を目指すため、令和 7 年 4 月 1 日に学校法人昭和医科大学へ名称変更されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの。																																										
2 背景・必要性	全国から応募が可能な地域枠（全国対象枠）を設置する大学については、条例の別表に限定列举しているため、名称の変更に併せて同表の改正が必要。																																										
3 内 容	1.法人及び大学の名称の変更 ・法人の名称：「学校法人昭和大学」→「学校法人昭和医科大学」 ・大学の名称：「昭和大学」→「昭和医科大学」 2.その他所要の改正（文言の整理）																																										
4 効果・影響	将来、一定期間、県内医師不足地域等に勤務する医師を県内外から幅広く確保することで、本県の地域医療の充実に資する。																																										
5 施行日	公布の日から																																										
6 参考事項	○ 地域医療医師修学資金制度の概要（現行） （1）貸与金額（月額）：国立大学 20 万円、私立大学 25 万円 （2）貸与期間：6 年 （3）返還免除要件 知事が指定する医療機関において 9 年間（うち臨床研修を除く 7 年間のうち 4.5 年以上は医師不足地域）勤務 ○ 地域枠定員：70 名（11 大学）（令和 7 年度） <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大学名</th><th colspan="2">R 7 定員</th></tr> <tr> <th></th><th>全国対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>筑波大学</td><td>36 名</td><td>5 名</td></tr> <tr><td>東京科学大学</td><td>5 名</td><td>3 名</td></tr> <tr><td>東京医科大学</td><td>8 名</td><td>8 名</td></tr> <tr><td>日本医科大学</td><td>2 名</td><td>—</td></tr> <tr><td>杏林大学</td><td>2 名</td><td>—</td></tr> <tr><td>北里大学</td><td>4 名</td><td>—</td></tr> <tr><td>順天堂大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>昭和医科大学(旧:昭和大学)</td><td>4 名</td><td>4 名</td></tr> <tr><td>日本大学</td><td>3 名</td><td>3 名</td></tr> <tr><td>獨協医科大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>帝京大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>70 名</td><td>29 名</td></tr> </tbody> </table>		大学名	R 7 定員			全国対象	筑波大学	36 名	5 名	東京科学大学	5 名	3 名	東京医科大学	8 名	8 名	日本医科大学	2 名	—	杏林大学	2 名	—	北里大学	4 名	—	順天堂大学	2 名	2 名	昭和医科大学(旧:昭和大学)	4 名	4 名	日本大学	3 名	3 名	獨協医科大学	2 名	2 名	帝京大学	2 名	2 名	合 計	70 名	29 名
大学名	R 7 定員																																										
		全国対象																																									
筑波大学	36 名	5 名																																									
東京科学大学	5 名	3 名																																									
東京医科大学	8 名	8 名																																									
日本医科大学	2 名	—																																									
杏林大学	2 名	—																																									
北里大学	4 名	—																																									
順天堂大学	2 名	2 名																																									
昭和医科大学(旧:昭和大学)	4 名	4 名																																									
日本大学	3 名	3 名																																									
獨協医科大学	2 名	2 名																																									
帝京大学	2 名	2 名																																									
合 計	70 名	29 名																																									

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年条例第36号）新旧対照表

改正案	現行
第1条及び第2条 略 （修学資金の貸与） 第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学するもの（第3号に掲げる者にあつては、別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。）のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。 (1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者 (2) 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者以外の者 第4条～第10条 略 （返還） 第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であつて、臨床研修の修了及び次条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を	第1条及び第2条 略 （修学資金の貸与） 第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学するもの（第3号に掲げる者にあつては、別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。）のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。 (1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者 (2) 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者以外の者 第4条～第10条 略 （返還） 第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であつて、臨床研修の修了及び次条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を

受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの（当該指定後に知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として知事が当該修学生ごとに指定するもの 。以下「指定従事医療機関」という。）において医師の業務に従事しなかったとき（次項の規定により知事が指定した場合を除く。）。

(6)及び(7) 略

(8) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア～ウ 略

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間（第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間 。以下「指定期間」という。）医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第13条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

オ及びカ 略

(9) 略

2～4 略

受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの（当該指定後に知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として知事が当該修学生ごとに指定するもの （以下「指定従事医療機関」という。）において医師の業務に従事しなかったとき（次項の規定により知事が指定した場合を除く。）。

(6)及び(7) 略

(8) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア～ウ 略

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間（第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間 （以下「指定期間」という。）医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき（第13条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

オ及びカ 略

(9) 略

2～4 略

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの__次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。

(3)～(5) 略

第13条～第16条 略

別表（第3条関係）

法人の名称	大学の名称
国立大学法人筑波大学	筑波大学
国立大学法人東京科学大学	東京科学大学
学校法人獨協学園	獨協医科大学
学校法人順天堂	順天堂大学
学校法人昭和医科大学	昭和医科大学
学校法人東京医科大学	東京医科大学
学校法人日本大学	日本大学
学校法人帝京大学	帝京大学

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの__次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。

(3)～(5) 略

第13条～第16条 略

別表（第3条関係）

法人の名称	大学の名称
国立大学法人筑波大学	筑波大学
国立大学法人東京科学大学	東京科学大学
学校法人獨協学園	獨協医科大学
学校法人順天堂	順天堂大学
学校法人昭和大学	昭和大学
学校法人東京医科大学	東京医科大学
学校法人日本大学	日本大学
学校法人帝京大学	帝京大学

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課：保健医療部医療局医療人材課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人 茨城県看護教育財団				
② 所在地	結城市大字結城1211番地7				
③ 設立年月日	平成3年6月11日 (平成25年4月1日(公益財団法人に移行))				
④ 代表者名	理事長 茨城県副知事 飯塚 博之				
⑤ 基本財産	1,000,000千円				
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第44条				
⑦ 設立目的・経緯	地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。				
⑧ 組織	役職員数	理事9人	監事2人	評議員9人	常勤職員14人 嘱託2人 臨時職員2人
	組織機構(課所単位まで) 茨城看護教育財団 ― 評議員 ― 理事・監事 ― 事務局員 └ 茨城県結城看護専門学校 ― 校長 ― 教頭 ― 教務主任 ― 教員・事務職員				
⑨ 出資状況	(上位5団体、出資者名、金額、割合) 茨城県 : 750,000 千円 (75%) 結城市 : 230,000 千円 (23%) 筑西広域市町村圏事務組合 : 20,000 千円 (2%)				
⑩ 資産状況 (令和7年3月末現在)	(単位:千円)				
		金 額	摘 要		
	流動資産	63,591			
	固定資産	1,412,642			
	資産合計	1,476,233			
	流動負債	7,659			
	固定負債	144			
	負債合計	7,803			
	正味財産	1,468,430			

2 令和6年度事業実績

①事業内容

ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）

1年生40名、2年生34名、3年生36名（総計110名）に対し看護理論、看護技術等の専門教育を実施した。

令和7年3月に36名（第30回生）が卒業し34名が就職した（うち県内就職者29名、うち県西地域20名。ほか2名は進学）。

イ 看護職員の研修

県西地域に就業する看護職員の資質の向上を図るため、看護職員及び看護教育関係者等に対し研修会を実施した（93名が参加）。

ウ 運営改善アクションプラン（令和4～8年度中期経営計画）の実施

卒業生の国家試験合格率（100.0%）や県内就業率（85.3%）等において、アクションプランに掲げる数値目標を達成し、計画の推進に努めた。

②収支状況

（単位：千円）

	金 額	摘 要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	44,069	
事業収益	78,010	
その他の収入	639	
経常収益計①	133,148	
事業費	133,963	
管理費	1,493	
経常費用計②	135,456	
当期経常増減額③ (①－②)	△2,308	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	△2,308	
正味財産期首残高⑨	1,474,754	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△4,016	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	1,468,430	

③補助金等の受入状況

（単位：千円）

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	30,285	看護師養成所運営費補助金等
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和7年度事業計画

①事業内容

ア 看護師の養成（茨城県結城看護専門学校の運営）

県内及び県西地域の看護師確保を図るため、看護師の養成事業を実施する。

イ 看護職員の研修

県西地域に就業する看護職員の資質の向上を図るため、看護職員及び看護教育関係者等に対し研修を実施する。

ウ 運営改善アクションプラン（令和4～8年度中期経営計画）の実施

財団運営の自立化・安定化を図るため、運営改善アクションプランに基づく目標達成に向けた取組を実施する。

②収支計画

（単位：千円）

	金 額	摘 要
基本財産運用益	10,430	
受取補助金等	41,701	
事業収益	84,761	
その他の収入	655	
経常収益計①	137,547	
事業費	132,642	
管理費	1,731	
経常費用計②	134,373	
当期経常増減額③ (①－②)	3,174	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	3,174	
正味財産期首残高⑨	1,397,144	
当期指定正味財産増減額 ⑩	△4,134	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	1,396,184	

③補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	27,535	看護師養成所運営費補助金
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人いばらき腎臓財団				
② 所 在 地	つくば市天久保2丁目1番地1 筑波大学附属病院内				
③ 設立年月日	平成元年12月14日				
④ 代表者名	理事長 山縣 邦弘				
⑤ 基本財産	417,826千円				
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条				
⑦ 設立目的・経緯	臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、もって県民の健康、福祉の向上に寄与すること。				
⑧ 組 織	役職員数	理事 11 人	監事 2 人	常勤職員 0 人 臨時職員 3 人	
	組織機構 評議員会（評議員7名） 理事会（理事11名） ・理事長（1名）一理事（10名うち常勤理事1名）一事務局 監事（2名）				
⑨ 出資状況	茨城県（民間出資分181,288千円を含む。）	281,288千円	67.3%		
	市町村	100,000千円	23.9%		
	茨城県腎臓病患者連絡協議会	10,000千円	2.4%		
	その他	26,538千円	6.4%		
⑩ 資産状況 (令和7年3月末現在)	(単位：千円)				
	区 分	金 額	摘 要		
	流 動 資 産	7,057			
	固 定 資 産	419,833			
	資 産 合 計	426,890			
	流 動 負 債	279			
	固 定 負 債	216			
	負 債 合 計	495			
	正 味 財 産	426,395			

2 令和6年度事業実績

① 事業内容

ア 臓器移植の推進に関する事業

(ア) 臓器移植普及啓発事業

- ・いのちの学習会を受講した児童生徒（1,257人）を介し、その保護者に資料を配布。
- ・茨城県と連携した臓器移植研修会や、県内各種イベントにおける臓器移植の普及啓発を実施。

(イ) 臓器提供者家族への支援

- ・公認心理士等を対象とした臓器提供者家族支援研修会を実施。

(ウ) 臓器移植の推進

- ・茨城県と連携し、院内コーディネーター等を対象とした研修会を2回、県内医療機関を対象とした臓器移植講演会を1回実施。

(エ) いのちの学習会の実施

- ・県内小・中学校及び高等学校等（計19校）へ講師を派遣し、いのちの大切さや臓器移植について、児童・生徒等1,257人に伝えた。

(オ) 組織適合検査費用の助成

- ・筑波大学附属病院等2病院26人へ組織適合検査費用を助成（@15,000円/人）

(カ) 研究助成と褒賞

- ・臓器移植に関する1研究演題に研究助成金を交付。
- ・茨城県救急医学会の学術集会発表において優れた1演題に褒賞（理事長賞）授与。

(キ) 献腎遺族への香料支給

- ・1遺族へ10,000円支給

イ 慢性腎臓病予防に関する事業

(ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・市町村、団体等を対象とした慢性腎臓病予防の出前講演会実施。

(イ) 各地域健康イベントの後援、協賛

- ・市民公開講座等の後援、イベント等への着ぐるみ貸出及び資料配布を実施。

(ウ) 研究助成と褒賞

- ・茨城人工透析談話会の学術発表において優れた4演題に褒賞（理事長賞）授与。

ウ その他

広報紙の発行

- ・2024年4月「いばらき腎臓財団健康情報紙ビーンズ2024春号」5,000部
- ・2024年11月「いばらき腎臓財団健康情報紙ビーンズ2024秋号」5,000部

② 収支状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本財産運用益	4, 1 6 9	
会費収入益	4, 7 7 0	
寄付金収入益	6 9 7	
事業収入益	0	
助成金収入益	1, 2 4 8	
その他の収入	4 2	
経常収益計 ①	1 0, 9 2 6	
事業費	8, 4 1 4	
管理費	2, 4 1 4	
経常費用計 ②	1 0, 8 2 8	
当期経常増減額 ③ (①－②)	9 8	
経常外収益計 ④	0	
経常外費用計 ⑤	0	
当期経常外増減額 ⑥ (④－⑤)	0	
法人税等 ⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑧ (③＋⑥－⑦)	9 8	
正味財産期首残高 ⑨	4 2 6, 2 9 7	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高 ⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	4 2 6, 3 9 5	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	1, 2 4 8	(公社) 日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和7年度事業計画

① 事業内容

ア 臓器移植の推進に関する事業

(ア) 臓器移植普及啓発

- ・ 青少年等を対象とした普及啓発ツールの作成・配布
- ・ 医療従事者を対象とした移植医療普及啓発ツール作成
- ・ 子どもを通じ保護者世代への普及啓発とコンテンツの作成・配布
- ・ 臓器移植推進月間における医療従事者への普及啓発ツールの配布
- ・ ホームページによる移植に関する情報や活動、イベントの発信
- ・ 筑波大学や茨城県腎臓病患者連絡協議会と連携したPR
- ・ 出前講演会の実施
- ・ 県内各種イベントでの普及啓発
- ・ 研修会、勉強会等各地関連イベントの後援、協賛

(イ) 臓器移植提供者家族への支援

- ・ 要請があるドナー家族への支援員派遣
- ・ 臨床心理士等を対象としたドナー家族支援員研修会の開催

(ウ) 臓器移植推進

- ・ 茨城県主催院内コーディネーター研修会共催
- ・ 医療機関を対象とした臓器移植に関する実態調査の実施

(エ) 茨城県の未来を担う子供たちへのいのちの学習会

- ・ 県内小・中・高校への講師派遣

(オ) 組織適合検査費用の助成

(カ) 献腎遺族への香料支給

(キ) 研究助成

(ク) 褒賞

イ 慢性腎臓病予防に関する事業

(ア) 慢性腎臓病予防の推進

- ・ 企業及び団体を対象とした慢性腎臓病予防の出前講演会
- ・ 日本慢性腎臓病予防対策協議会等と連携した普及啓発
- ・ ホームページでの慢性腎臓病予防法及び関連情報の提供
- ・ 検尿手帳の配付・啓発
- ・ 広報誌（CKDとその予防）の作成・配布

(イ) 各地域健康イベントの後援、協賛及び市民公開講座開催

(ウ) 研究助成

(エ) 褒賞

ウ その他

(ア) 広報紙（ビーンズ）の発行

② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益	4, 1 6 9	
会 費 収 入 益	4, 7 6 0	
寄 付 金 収 入 益	7 0 0	
助 成 金 収 入 益	1, 0 0 0	
募 金 収 入 益	3 0 4	
雑 収 入 益	0	
経 常 収 益 計 ①	1 0, 9 3 3	
事 業 費	8, 8 3 2	
管 理 費	2, 5 5 1	
経 常 費 用 計 ②	1 1, 3 8 3	
当 期 経 常 増 減 額 ③ (①－②)	△ 4 5 0	
経 常 外 収 益 計 ④	0	
経 常 外 費 用 計 ⑤	0	
当 期 経 常 外 増 減 額 ⑥ (④－⑤)	0	
法 人 税 等 ⑦	0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (当 期 利 益) ⑧ (③＋⑥－⑦)	△ 4 5 0	
正 味 財 産 期 首 残 高 ⑨	4 2 4, 4 1 8	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 ⑩	0	
正 味 財 産 期 末 残 高 ⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	4 2 3, 9 6 8	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	1, 0 0 0	(公社)日本臓器移植ネットワーク
委 託 金	0	
貸 付 金	0	
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	0	

令和 7 年第 2 回定例会
保健福祉医療委員会資料
県出資団体等改革工程表

1	公益財団法人 茨城県看護教育財団	・ ・ ・ ・ ・	2
2	茨城県立医療大学付属病院特別会計	・ ・ ・ ・ ・	4

令和 7 年 6 月 1 1 日

保 健 医 療 部

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び部局・課名	公益財団法人 茨城県看護教育財団	保健医療部医療局医療人材課
改革遂行責任者	理事長 飯塚 博之	保健医療部長、医療人材課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【1 財団のあり方の検討】 ○アクションプランに基づく運営改善 ○アクションプランの評価検証と新プランの策定 ○公益的事業の実施	アクションプラン(5カ年計画)の実施(R4~8年度)				
					・現行アクションプランの評
	地域看護職員向けの研修の実施(70名以上の参加)				
	[170名参加]	[138名参加]	[93名参加]		
【2 学生定員の確保】 ○学生募集活動の強化 ・学校訪問の強化 ・市広報紙の活用強化、ホームページ充実、オープンキャンパスの充実等積極的なPR ・校章の活用、ポスター、パンフレットの改善など学校イメージアップの取組 ・インターネットを活用した学校紹介	アクションプランに基づく入学定員の安定的確保策強化(R4~8年度)				
	[39名入学/40名定員]	[33名入学/40名定員]	[40名入学/40名定員]		
【3 財政状況の安定、自主財源比率の向上】 ○安定的な収入の確保 ・自主財源率の維持 (経常収益計－受取補助金等振替額－(補助金収益計－高等教育の修学支援新制度授業料減免交付金))/(経常収益計－受取補助金等振替額) ・事業の効率化による需用費の縮減	自主財源率75%を維持				
	[自主財源率80.4%]	[自主財源率78.5%]	[自主財源率79.1%]		
	需用費の抑制(令和3年度実績以下)				
	[R4年度実績:8,468千円] ＜R3年度実績:6,505千円＞ [R3年度比30.2%増]	[R5年度実績:6,256千円] ＜R3年度実績:6,505千円＞ [R3年度比3.8%減]	[R6年度実績:6,503千円] ＜R3年度実績:6,505千円＞ [R3年度比0.1%減]		
【4 看護教員の確保】 ○専任教員の確保 ・きめの細かい教育の実現 ○質の高い看護師の養成 ・看護師国家試験合格率(新卒者)	財団採用の専任教員1名以上の確保と維持				
	[専任教員2名(維持)]	[専任教員1名(維持)]	[専任教員1名(維持)]		
	当該年度の県平均以上を維持				
	[合格率100%(県平均94.3%)]	[合格率94.6%(県平均88.7%)]	[合格率100%(県平均94.8%)]		

改革方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【5 施設設備の老朽化対策】 施設設備の適切な管理と計画的な修繕の実施	施設設備の点検と計画的な修繕 [多目的室改修工事] [衛生設備改修工事] [排煙窓オペレーター修繕工事] [体育館・玄関・学生ホール 照明設備改修工事] [更衣室空調整備工事] [音響設備改修工事] [体育館タラップ・カーテン 改修工事] [廊下照明設備改修工事]				
【6 進行管理の公表】 県議会への報告とホームページによる公表	毎年度の進行管理の結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表 [R4.6月 県議会報告] [R4.6月 ホームページ公表] [R5.6月 県議会報告] [R5.6月 ホームページ公表] [R6.6月 県議会報告] [R6.6月 ホームページ公表]				

※注 ◆-- は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 ⇔ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	医療大学付属病院特別会計	保健医療部保健政策課
改革遂行責任者	保健医療部長・保健政策課長 総務部長・財政課長	

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【1 付属病院の基本的方向の検討】 ○大学の付属施設としての機能強化及び 県内リハビリテーション医療の中核的機能 の充実を図る。	第二期医療大改革プラン(H29～R8)の推進				
【2 アクションプランの推進】 ○大学と病院一体として効率的・効果的に 運営していくとともに、アクションプランに基 づく経営改善を推進しながら、収入を確保 し、経費節減に努め、収支の改善を図り繰 入金を縮減していく。	医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)の 推進・進行管理				
	第3次プランの検証と次期プランの策定			※付属病院アクションプランを医療大学第2期 アクションプラン(後期)へ統合	
	第3次アクションプラン(H31～R4)の推進・進行管理				
	繰入金の縮減				
【教育機能の充実】 教育研修体制の充実によりリハビリ テーション専門医を養成するため専攻 医(旧後期研修医)の受入れを拡大し、 あわせて患者数の確保による経営改 善を推進する。	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・教育研修体制の充実			医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)のKPIの実現を目指す。	
	専攻医の受入れ拡大			(目標)専攻医の受入れ促進・リハ専門医養成	
	(目標)3人 [4人]	(目標)4人 [4人]	(目標)5人 [5人]	(目標)5人 [4人]	
【政策的なリハビリテーション医療の推進】 365日リハビリテーションの維持向上 により、リハビリテーション医療の充実 を図る。	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・患者1人あたりのリハビリテーション実施単位数の向上			医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)のKPIの実現を目指す。	
	目標:回復期病棟(3A)における患者1人あたり実施単位数7単位 障害者等病棟(2A)における患者1人あたり実施単位数4.9単位 リハ実施単位数の向上(365リハによるリハ医療の向上)			(目標) 回復期病棟(3A)における患者1人あたり実施単位数7単位 障害者等病棟(2A)における患者1人あたり実施単位数5単位 障害児病棟(3B)における患者1人あたり実施単位数3.5単位 リハ実施単位数の向上(365リハによるリハ医療の向上)	
	[回復期病棟(3A) 6.90単位] [障害者等病棟(2A) 5.03単位]	[回復期病棟(3A) 7.17単位] [障害者等病棟(2A) 5.14単位]	[回復期病棟(3A) 6.96単位] [障害者等病棟(2A) 4.78単位]	[回復期病棟(3A) 7.19単位] [障害者等病棟(2A) 4.93単位] [障害児病棟(3B) 4.32単位]	[回復期病棟(3A) 7.11単位] [障害者等病棟(2A) 5.79単位] [障害児病棟(3B) 4.37単位]
【経営改善の推進】 地域医療連携の充実強化を図り、急性 期病院及び地域の医療機関等からの 患者の確保に努める。	(第3次)アクションプランに基づき計画目標の実現を目指す ・病床稼働率の向上			医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)のKPIの実現を目指す。	
	目標:病床稼働率(全体)85.5%(120床換算)				
	[80.3%]	[75.7%]	[75.0%]	[84.4%]	[84.3%]
	急性期病院との医療連携の推進、急性期病院への空床情報の提供、急性期病院及び地域の医療機関との意見交換				

※ ⇄ は改革期間及び推進事項を表示
※ [] は目標達成状況, 【 】 修正後の目標を表示

※ ⇄ は改革期間及び推進事項の修正

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	県立医療大学付属病院特別会計	保健医療部保健政策課
改革遂行責任者	保健医療部長・保健政策課長 総務部長・財政課長	

改革方針	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【1 付属病院の基本的方向の検討】 ○大学の付属施設としての機能強化及び県内リハビリテーション医療の中核的機能の充実を図る。	第二期医療大改革プラン(H29～R8)の推進		次期プランの推進・進行管理
		第二期改革プランの検証 と次期プランの策定	
【2 アクションプランの推進】 ○大学と病院一体として効率的・効果的に運営していくとともに、アクションプランに基づく経営改善を推進しながら、医業収益の確保及び経費節減に努め、収支の改善を図ることで繰入金を縮減していく。	医療大学第2期アクションプラン(後期)(R5～R8)の 推進・進行管理		次期プランの推進・進行管理
		第二期アクションプランの検証 と次期プランの策定	
	繰入金縮減		
【病床稼働率の向上】 ・急性期病院との医療連携の推進、患者紹介元病院の新規開拓、患者受け入れ決定日数の短縮等により患者確保に努め、病床稼働率向上を図る。	目標:病床稼働率(全体)85.5%(120床換算)		次期プランKPI
【リハビリテーション実施単位数の向上】 ・365日リハビリテーションに引き続き取り組むとともに、外来リハビリ受診体制の強化を行うことで実施単位数の向上を図る。 ・リハビリテーション実施総単位数の向上と並行し、患者一人当たりのリハビリテーション実施単位数についても向上を図ることで、収益の確保と充実したリハビリテーション医療の提供の両立を図る。	(目標) 240,000単位/年	(目標) 250,000単位/年	次期プランKPI
	(目標) 回復期病棟(3A)における患者1人あたり実施単位数7単位 障害者等病棟(2A)における患者1人あたり実施単位数5単位 障害児病棟(3B)における患者1人あたり実施単位数3.5単位		次期プランKPI
【外来延べ患者数の増加】 ・紹介元病院の新規開拓や外来受診体制の強化により外来延べ患者数の増加を図る。	(目標) 20,000人/年	(目標) 23,000人/年	次期プランKPI

※  は改革期間及び推進事項を表示

※  は改革期間及び推進事項の修正

※ []は目標達成状況, 【 】修正後の目標を表示

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告

保健医療部

令和 7 年 6 月 1 1 日 (水)

目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【健康推進課】	
	茨城県健康プラザ	4
②	【疾病対策課】	
	茨城県健康管理センター	9

○ 運営状況報告の概要

- 令和7年度の所管施設数は2施設。令和6年度と比較して、施設の増減はない。
- 茨城県立健康プラザについては、令和6年4月から県直営で管理し、10月から民間団体等に対する有償での貸し出しを再開しているところであり、引き続き会議室等の利用促進を図っていく。
- 健康管理センターについては、建物の税制上の耐用年数は令和13年までとなっており、当面の間、貸付先である総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行いつつ、使用する意向を確認している。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和7年度	2					2
	令和6年度	2					2

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

健康推進課（保健医療部）
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

○施設名 健康プラザ

1 現状

(1) 施設の概要

- 健康プラザは、平成3年4月1日に、「茨城県健康科学センター」として開設し、平成17年4月1日から「茨城県立健康プラザ」に名称を変更した。

所在地	水戸市笠原町 993-2 いばらき予防医学プラザ内
開業年月	平成3年4月
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（占有延床面積：2,633.84 m ² ）
設置理由	県民に健康に関する知識を提供するとともに、疾病の予防並びに健康の保持及び増進を図る
設置の根拠法令等	茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例
事業内容	施設管理業務（施設管理、会議室の貸出 等）
定 員	大会議室 135 人、中会議室 45 人・48 人、小会議室 36 人
利用料金	大会議室 12,670 円(全日)、中会議室 6,320 円(同)、小会議室 5,560 円(同) ※令和7年4月1日時点

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理について5人体制（常勤1人、非常勤4人（非常勤4人は他業務と兼務））で行っている。
- 公益財団法人茨城県総合健診協会が、設置から平成18年3月31日まで県から管理を受託し、同年4月1日から指定管理者として管理していたが、施設管理の効率化を図るため、令和6年4月1日から県直営で管理している。

(3) 利用状況

- 施設内の会議室については、健康づくりに携わる各種団体を中心に、講演会や研修会、会議などに利用されているほか、いばらき予防医学プラザ構成機関内部の会議等でも利用されている。
- Wi-Fi の設置など施設のリニューアルを経て、令和6年10月から民間団体等に対する有償での貸し出しを再開しており、今後も一定の継続的な利用が見込まれる。

【利用者数の推移】

年度	H27	H28	H29	H30	R1 (ピーク)	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
利用者数（人）	35,299	35,374	35,326	46,310	48,182	7,016	4,100	5,266	7,188	5,744	12%
利用料収入(千円)	2,078	2,470	2,462	2,074	1,734	1,500	－	－	－	220	13%
貸出件数（件）	837	848	865	832	772	297	308	323	358	319	41%
	うち有料	400	450	471	337	125	－	－	－	19	6%
	うち無料	437	398	394	440	435	172	308	323	358	69%

【会議室利用団体の内訳】

(単位：件)

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予防医学プラザ外所属		551	484	160	13	14	22	86
内 訳	茨城県総合健診協会	138	123	3	9	11	13	－
	県関係	87	63	56	4	3	9	67
	市町村	6	9	8	－	－	－	－
	公的団体等	319	288	92	－	－	－	19
	企業等	1	1	1	－	－	－	－
予防医学プラザ内所属		281	288	137	295	309	336	233
合計		832	772	297	308	323	358	319

【施設貸出・利用料金】施設のうち、利用料金制度を導入している部分（会議室）

	室数	面 積	定 員	午前	午後	全日
大会議室	1	215.6 m ²	135 人	5,430 円	7,240 円	12,670 円
中会議室	2	75.3 m ² 、75.9 m ²	45 人、48 人	2,710 円	3,610 円	6,320 円
小会議室	1	61.2 m ²	36 人	2,380 円	3,180 円	5,560 円

(4) 運営状況

○ 健康プラザにおいては、会議室の貸出しを実施している。

【収支の推移】

① 令和5年度まで（指定管理）

（単位：千円）

年度	歳入計(A)			歳出計(B)			収支 (A)-(B)
		うち指定管理料	その他		人件費	維持管理費	
H27	98,826	89,428	9,398	95,189	52,656	22,374	3,637
H28	98,404	88,644	9,760	97,269	52,938	22,658	1,135
H29	93,784	84,375	9,409	93,219	50,090	22,165	565
H30	94,999	85,888	9,111	94,186	52,228	21,686	813
R1	115,682	104,498	11,184	113,990	71,568	21,882	1,692
R2	115,260	103,419	11,841	111,943	76,096	17,024	3,317
R3	94,435	85,850	8,585	91,482	63,709	14,024	2,953
R4	94,010	85,464	8,546	91,254	64,082	13,609	2,756
R5	96,104	86,427	9,677	94,919	66,392	14,440	1,185
平均	100,167	90,444	9,723	98,161	61,084	18,874	2,006

② 令和6年度以降（直営）

（単位：千円）

年度	歳出計					【参考】 利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
R6	864	-	864	-	-	220
平均	864	-	864	-	-	220

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 健康プラザは「いばらき予防医学プラザ」に入居しており、修繕については、いばらき予防医学プラザとして一括して中央保健所が実施しているため、単独での修繕は実施していない。

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- いばらき予防医学プラザには、健康プラザの他に中央保健所、衛生研究所、精神保健福祉センターが入居するほか、周辺に水戸市保健所や公益財団法人茨城県総合健診協会、一般財団法人茨城県メディカルセンターが立地するなど、保健福祉関係の機関が集中して立地しており、研修の開催など連携して事業を実施している。

(6) 意見・提言等

- 令和5年度第2回県有施設等県出資団体等調査特別委員会において、指定管理の終了及び県直営化による施設運営の継続について承認された。

2 課題

- 今後、引き続き会議室の有効利用を進めていくに当たっては、コロナ後のオンライン会議の普及による需要の変化も踏まえつつ、保健医療関係団体等を中心に積極的に利用を働きかけるとともに、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図っていく必要がある。

3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、公的団体等の研修等の開催場所として今後も需要が見込めるため、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、施設の管理運営に当たっては、引き続き県において運営を継続し、利用率の向上に努める。

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

疾病対策課（保健医療部）
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

○施設名 茨城県健康管理センター

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城県健康管理センターは、地域保健予防制度の充実を目指すため、県下の市町村を対象として集団健診を実施する公共性の高い健診機関である公益財団法人茨城県総合健診協会（以下「総合健診協会」という。）に運営させることを前提に、県が建設した施設である。

所在地	水戸市笠原町字上組 489－1
設置年月	昭和 57 年 2 月
施設概要	施設敷地 9,816.46 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建（庁舎・事務所 延床面積：4,026.58 m ² ）、鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建（倉庫 延床面積 161.98 m ² ）、車庫 517.00 m ² 、車庫 198.00 m ²
設置理由	地域保健予防制度の充実を目指すため
設置の根拠法令等	－
事業内容	当該施設を運営する総合健診協会は、検診車を有し、県内 37 市町村から委託を受け、各地に出向いて結核健診、特定健診、がん検診等の健康診断（公共の集団健診）等の事業を実施。
定 員	－
利用料金	－

(2) 管理手法 ※令和 7 年 4 月 1 日時点

- 総合健診協会に有償で貸付けており、当該団体が主体的な運営を行っている。

相手方	公益財団法人茨城県総合健診協会
契約形態	貸付契約 1 年更新
契約内容	土地及び建物（庁舎・事務所、倉庫及び車庫 2 棟の計 4 棟）の有償貸付け
貸付料 （年額）	33,325,900 円 （令和 7 年度） （土地：11,347,823 円、建物：21,978,077 円）

(3) 施設の利用状況

○ 利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時落ち込みを見せたが、現在は回復、増加傾向にある。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H17 (ヒールク)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6(見込)	R 6 / ヒールク
利用者数	9,758	6,907	6,853	6,659	6,915	7,171	6,531	7,123	7,305	7,250	7,350	75.3%

※ 利用者数は貸付先（総合健診協会）の診療所健診利用者数。

(4) 経営状況

○ 貸付先である総合健診協会が、主体的に健診事業や施設管理等を行っている。

○ 当該団体は独立採算制であり、県からの運営費補助ではなく、土地と建物については、県に賃貸料を支払い、使用している。

○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により健診利用者数が減少したこと等に伴い、収支状況が悪化したが、令和3年度以降は回復傾向にある。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)	人件費	維持管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	自主事業収入	その他								
H27	4,466,698	4,309,020	157,678	4,142,958	2,219,622	122,063	1,801,273	0	323,740	
H28	4,478,427	4,300,713	177,714	4,313,834	2,239,092	160,617	1,877,777	36,348	164,593	
H29	4,357,792	4,212,047	145,745	4,231,185	2,244,412	102,899	1,883,874	0	126,607	
H30	4,487,632	4,309,957	177,675	4,487,632	2,421,174	144,364	1,856,194	65,900	0	
R 1	4,427,076	4,270,543	156,533	4,328,279	2,324,853	102,683	1,869,843	30,900	98,797	
R 2	4,027,582	3,384,245	643,337	4,027,582	2,120,898	71,322	1,835,362	0	0	
R 3	4,227,994	3,958,958	269,036	3,947,570	2,175,690	101,820	1,670,060	0	280,424	
R 4	4,239,707	4,069,562	170,145	3,931,976	2,188,338	106,300	1,637,338	0	307,731	
R 5	4,297,144	4,115,996	181,148	4,023,565	2,229,440	121,823	1,672,302	0	273,579	
R6(見込)	4,515,560	4,331,114	184,446	4,333,570	2,222,743	103,201	1,951,764	55,862	181,990	
平均	4,352,561	4,126,216	226,346	4,176,815	2,238,626	113,709	1,805,579	18,901	175,746	

※貸付先（総合健診協会）の事業全体（指定管理受託事業の健康プラザ関連（施設管理業務、研修事業等）を除く。）の数値

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 修繕については、貸付先である総合健診協会が実施しており、修繕費用についても、全て当該団体が負担している。
(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	0	
H28	36,348	無停電電源装置、新館空調設備改修
H29	0	
H30	65,900	高圧受変電設備改修
R 1	30,900	北・西車庫改修工事、給湯設備整備
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
R 6	55,862	本部建屋及び外壁改修工事
計	189,010	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 道路を挟んで、中央保健所や健康プラザなどの県関係の施設が立地しており、一般財団法人茨城県メディカルセンターが隣接している。

2 課題

- 施設の設置から 40 年以上が経過しており、今後、施設の老朽化が懸念される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

○ 当面は、貸付先である総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行っていく。

【理由】

- 茨城県健康管理センターは、地域保健予防制度の充実を目指すため県が設置したものであるが、施設の管理運営については、貸付先である総合健診協会が行っており、管理運営に係る費用は、県管財課が主体で実施する建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による法定点検を除き、大規模修繕も含め当該団体が負担している。
- 建物の税制上の耐用年数は令和13年までとなっており、総合健診協会からは当面の間、茨城県健康管理センターを使用する意向を確認している。

令和 6 年度包括外部監査結果報告への対応

テーマ：基金等の管理と運用について

令和 7 年 6 月 1 1 日

保 健 医 療 部

【様式 1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		基金等の管理と運用について	保健医療部保健政策課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 報告書の概要	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
第5章 監査の結果 I. 基金について 3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項 (17) 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金 (i) 基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。 基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。 (ii) 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。	短期 短期	○指摘に関する事実関係等 原則として安全性に重点を置いた、単年度の定期預金による運用を行っている。 ○問題点の整理等 運用益を高めるためには、複数年度の運用を前提として作成する資金計画に基づいた運用が必要となる。 ○指摘に関する事実関係等 現在複数年度の運用を前提とした資金計画は作成していない。 ○問題点の整理等 安全かつ効率的な運用を検討するためには、複数年度の運用を前提とした資金計画を策定する必要がある。	中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。 基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。

【様式1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について		担当部・課 保健医療部健康推進課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等	
(14) 茨城県介護保険財政安定化基金 (ii) 基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。 基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。 (iii) 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。	短期	○指摘に関する事実関係等 原則として安全性に重点を置いた、単年度の定期預金による運用を行っている。 ○問題点の整理等 運用益を高めるためには、複数年度の運用を前提として作成する資金計画に基づいた運用が必要となる。	中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	
	短期	○指摘に関する事実関係等 現在複数年度の運用を前提とした資金計画は作成していない。 ○問題点の整理等 安全かつ効率的な運用を検討するためには、複数年度の運用を前提とした資金計画を策定する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	

【様式2】

令和6年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 保健医療部健康推進課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応
(14) 茨城県介護保険財政安定化基金			
(i) 基金残高の妥当性について 基金のあるべき規模について明確な算出をしておらず、残高が適正な状態かどうか判断できない。基金残高が適切か確認することを検討すべきである。	短期	○意見に係る事実関係等 当基金は、介護保険法に基づき市町村の財政不足に対し貸付及び交付を行うものであるが、平成27年度以降は新たな貸付及び交付は行っていない。 過去には、介護保険法の改正により、平成24年度に限って基金の一部を取り崩すことができるとされたため、過去の貸付及び交付額に基づき残高が適切かどうか検討を行い、取り崩した経過がある。 ○問題点の整理等 当基金は、市町村において介護給付費の予想を上回る伸びや収納率の低下による保険財政の赤字に対して貸付及び交付を行うものであり、現行法令上、それ以外の取り崩しは認められていない。	当基金の取り崩しは法律に基づいて行われており、残高も適切であることを確認した。今後、法改正により取り崩しが認められる際にも適切に対応する。
(iv) 基金管理（出納）カードの記載について 基金管理（出納）カードについて、金融機関名を記載すべき「取扱機関」欄に「健康推進課」と記載する誤りがあった。 基金事務の適切性の観点から、記載ミスを発見できるようにチェック体制を整えるべきである。	短期	○意見に係る事実関係等 基金管理（出納）カードについて、チェックリストが作成されていなかった。 ○問題点の整理等 担当者以外がチェック可能な体制が整えられていなかった。	基金管理（出納）カードに係るチェックリストを作成し、複数人でチェックする体制を整えた。

【様式1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について		担当部・課 保健医療部疾病対策課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等	
(26) 茨城県がん対策基金 (ii) 基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。 基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。 (iii) 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。	短期	○指摘に関する事実関係等 原則として安全性に重点を置いた、単年度の定期預金による運用を行っている。 ○問題点の整理等 運用益を高めるためには、複数年度の運用を前提として作成する資金計画に基づいた運用が必要となる。	中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	
	短期	○指摘に関する事実関係等 現在複数年度の運用を前提とした資金計画は作成していない。 ○問題点の整理等 安全かつ効率的な運用を検討するためには、複数年度の運用を前提とした資金計画を策定する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	

【様式2】

令和6年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 保健医療部疾病対策課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応
(26) 茨城県がん対策基金 (i) 基金残高の妥当性について 当初の想定通りの運用が出来ていないことから、今後の基金運用計画を検討し、中長期的のスパンで想定通りの運用益を得られるか確認する必要がある。検討の結果、想定通りの運用益を得られないという結論を得た場合には、基金を解散、拠出額を一般会計に返還し、ほかの財政資金として有効活用することも検討すべきである。 (iv) 基金管理（出納）カードの記載について 基金管理（出納）カードの銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。	中長期 短期	○意見に係る事実関係等 果実運用型の基金として運用していたため、元金の取り崩しは一度も行わずに運用益のみを一般会計に充当していたことから、残高が充当額に対して過大とされた。 ○問題点の整理等 基金残高を有効活用するために、財政課と連携して、基金の適正規模や基金のあり方について見直す必要がある。 ○意見に係る事実関係等 当基金は定期預金・譲渡性預金での運用を行っていることから、預金種別を明記する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課とも連携し、基金の適正規模や基金のあり方について、検討していく。 預金種別を記載することとした。

【様式1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 保健医療部医療局医療政策課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
(23) 茨城県地域医療介護総合確保基金 (i) 基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。 基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。 (ii) 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。	短期	○指摘に関する事実関係等 基金計画は単年度運用を基本としており、複数年度運用を行う事業は3本あるが、いずれも令和7年度末で終了予定である。 ○問題点の整理等 令和8年度以降に複数年度にわたる基金事業を実施する予定はなく、基金交付目的に照らし、計画期間を超えての運用は困難な状況である。	今後、仮に複数年度にわたった基金事業が発生した場合には、中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。
	短期	○指摘に関する事実関係等 現在複数年度の運用を前提とした資金計画は作成していない。 ○問題点の整理等 安全かつ効率的な運用を検討するためには、資金計画を策定する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、資金計画を策定することとした。

【様式1】

令和6年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 保健医療部医療局医療人材課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
(28) 茨城県医療提供体制確保基金 (ii) 基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。 基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。 (iii) 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。	短期	○指摘に関する事実関係等 原則として安全性に重点を置いた、単年度の定期預金による運用を行っている。 ○問題点の整理等 運用益を高めるためには、複数年度の運用を前提として作成する資金計画に基づいた運用が必要となる。	中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。
	短期	○指摘に関する事実関係等 現在複数年度の運用を前提とした資金計画は作成していない。 ○問題点の整理等 安全かつ効率的な運用を検討するためには、複数年度の運用を前提とした資金計画を策定する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。

【様式2】

令和6年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 基金等の管理と運用について		担当部・課 保健医療部医療局医療人材課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応	
(28) 茨城県医療提供体制確保基金 (i) 海外対象医師修学研修資金貸与制度について 海外対象医師修学資金貸与制度について、離脱率が高いことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。	短期	○意見に係る事実関係等 平成30年度以降の累計で離脱率が22%となっており、地域枠の1.5%と比較して高い状態。 ○問題点の整理等 離脱率が高い理由として、入学後の成績不振等による退学が主な原因として挙げられる。	令和7年度から、募集定員を14名→5名に見直し、貸与者を厳選することとした。 また、医師の地域偏在是正のため、貸与月額を地域枠並に引き上げた上で、医師不足地域での従事義務を追加した（県内従事義務期間の1/2）。	

令和 6 年度包括外部監査結果報告への対応【総括】

テーマ：基金等の管理と運用について

令和 7 年 6 月 1 1 日
保 健 医 療 部

令和6年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		10	5	14	1			
	第5章 監査の結果							
	1. 基金について							
	3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項							
	(17) 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金の資金運用の効率性について							
1	【指 摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。	○		○		中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	保健政策課	122
	(ii) 基金の資金計画について							
2	【指 摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	保健政策課	123
	(14) 茨城県介護保険財政安定化基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金残高の妥当性について							
3	【意 見】 基金のあるべき規模について明確な算出をしておらず、残高が適正な状態かどうか判断できない。基金残高が適切か確認することを検討すべきである。		○	○		当基金の取り崩しは法律に基づいて行われており、残高も適切であることを確認した。今後、法改正により取り崩しが認められる際にも適切に対応する。	健康推進課	107
	(ii) 基金の資金運用の効率性について							
4	【指 摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。	○		○		中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	健康推進課	111

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		10	5	14	1			
	(iii) 基金の資金計画について							
5	【指 摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	健康推進課	112
	(iv) 基金管理（出納）カードの記載について							
6	【意 見】 基金管理（出納）カードについて、金融機関名を記載すべき「取扱機関」欄に「健康推進課」と記載する誤りがあった。基金事務の適切性の観点から、記載ミスを発見できるようにチェック体制を整えるべきである。		○	○		基金管理（出納）カードに係るチェックリストを作成し、複数人でチェックする体制を整えた。	健康推進課	112
	(26) 茨城県がん対策基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金残高の妥当性について							
7	【意 見】 当初の想定通りの運用が出来ていないことから、今後の基金運用計画を検討し、中長期的のスパンで想定通りの運用益を得られるか確認する必要がある。検討の結果、想定通りの運用益を得られないという結論を得た場合には、基金を解散、拠出額を一般会計に返還し、ほかの財政資金として有効活用することも検討すべきである。		○		○	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課とも連携し、基金の適正規模や基金のあり方について、検討していく。	疾病対策課	157
	(ii) 基金の資金運用の効率性について							
8	【指 摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。	○		○		中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	疾病対策課	159
	(iii) 基金の資金計画について							
9	【指 摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	疾病対策課	160
	(iv) 基金管理（出納）カードの記載について							
10	【意 見】 基金管理（出納）カードの銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。		○	○		預金種別を記載することとした。	疾病対策課	160

令和6年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

保健医療部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		10	5	14	1			
	(23) 茨城県地域医療介護総合確保基金							
	②監査の結果							
	(i) 基金の資金運用の効率性について							
11	【指 摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。	○		○		今後、仮に複数年度にわたった基金事業が発生した場合には、中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	医療政策課	148
	(ii) 基金の資金計画について							
12	【指 摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、資金計画を策定することとした。	医療政策課	148
	(28) 茨城県医療提供体制確保基金							
	②監査の結果							
	(i) 海外対象医師修学研修資金貸与制度について							
13	【意 見】 海外対象医師修学資金貸与制度について、離脱率が高いことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。		○	○		令和7年度から、募集定員を14名→5名に見直し、貸与者を厳選することとした。 また、医師の地域偏在是正のため、貸与月額を地域枠並に引き上げた上で、医師不足地域での従事義務を追加した（県内従事義務期間の1/2）。	医療人材課	164
	(ii) 基金の資金運用の効率性について							
14	【指 摘】 資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。	○		○		中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	医療人材課	167
	(iii) 基金の資金計画について							
15	【指 摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	医療人材課	167
		10	5	14	1			